

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 実施方針の変更表

頁	項目	変更前	変更後																																						
1	1（1）エ 事業目的	近年、全国的に美術館・博物館の収蔵スペース不足は深刻な問題となっており、愛知県においても例外ではなく、愛知県美術館、愛知県陶磁美術館及び愛知県立芸術大学（以下「県立3施設」という。）の既存の収蔵庫（以下「各本館」という。）はいずれも収蔵能力の限界を迎えつつある。	近年、全国的に美術館・博物館の収蔵スペース不足は深刻な問題となっており、愛知県においても例外ではなく、愛知県美術館、愛知県陶磁美術館及び愛知県立芸術大学（以下「県立3施設」という。）の既存の収蔵庫はいずれも収蔵能力の限界を迎えつつある。																																						
3	1（1）オ（ウ） a（a） 統括管理	・経営 <u>管理</u> に関する業務	・経営に関する業務																																						
5	図表1 本事業の概要	<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="4">統括管理</th><th rowspan="2">任意事業</th></tr><tr><th>設計・建設</th><th>開館準備</th><th>維持管理・運営</th><th>付帯業務</th></tr><tr><td>期間 (予定)</td><td>2027年7月～ 2031年3月</td><td>施設引渡日～ 開館日の前日</td><td colspan="2">開館日～2051年3月</td><td></td></tr></table>	項目	統括管理				任意事業	設計・建設	開館準備	維持管理・運営	付帯業務	期間 (予定)	2027年7月～ 2031年3月	施設引渡日～ 開館日の前日	開館日～2051年3月			<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="4">統括管理</th><th rowspan="2">任意事業</th></tr><tr><th>設計・建設</th><th>開館準備</th><th>維持管理・運営</th><th>付帯業務</th></tr><tr><td>期間 (予定)</td><td>2027年7月～ 2031年3月</td><td>施設引渡日～ 開館日の前日</td><td>開館日～ 2051年3月</td><td><u>施設引渡日～</u> <u>2051年3月</u></td><td>開館日～ 2051年3月</td></tr></table>	項目	統括管理				任意事業	設計・建設	開館準備	維持管理・運営	付帯業務	期間 (予定)	2027年7月～ 2031年3月	施設引渡日～ 開館日の前日	開館日～ 2051年3月	<u>施設引渡日～</u> <u>2051年3月</u>	開館日～ 2051年3月						
項目	統括管理				任意事業																																				
	設計・建設	開館準備	維持管理・運営	付帯業務																																					
期間 (予定)	2027年7月～ 2031年3月	施設引渡日～ 開館日の前日	開館日～2051年3月																																						
項目	統括管理				任意事業																																				
	設計・建設	開館準備	維持管理・運営	付帯業務																																					
期間 (予定)	2027年7月～ 2031年3月	施設引渡日～ 開館日の前日	開館日～ 2051年3月	<u>施設引渡日～</u> <u>2051年3月</u>	開館日～ 2051年3月																																				
7	1（1）キ 事業スケジュール	<table><tr><th>内容</th><th>年月日（予定）</th></tr><tr><td>基本協定の締結</td><td>2027年4月頃</td></tr><tr><td>特定事業契約の締結</td><td>2027年7月頃</td></tr><tr><td>施設の引渡し</td><td>2031年3月</td></tr><tr><td>開館日</td><td>2031年度中</td></tr><tr><td>事業期間</td><td>事業契約締結日 ～ 2051年3月</td></tr><tr><td>設計・建設期間（※）</td><td>事業契約締結日 ～ 2031年3月 （3年9か月）</td></tr><tr><td>開館準備期間（※）</td><td>施設引渡日 ～ 開館日の前日</td></tr><tr><td>維持管理期間</td><td>施設引渡日 ～ 2051年3月 （20年）</td></tr><tr><td>運営期間</td><td>開館日 ～ 2051年3月</td></tr></table>	内容	年月日（予定）	基本協定の締結	2027年4月頃	特定事業契約の締結	2027年7月頃	施設の引渡し	2031年3月	開館日	2031年度中	事業期間	事業契約締結日 ～ 2051年3月	設計・建設期間（※）	事業契約締結日 ～ 2031年3月 （3年9か月）	開館準備期間（※）	施設引渡日 ～ 開館日の前日	維持管理期間	施設引渡日 ～ 2051年3月 （20年）	運営期間	開館日 ～ 2051年3月	<table><tr><th>内容</th><th>年月日（予定）</th></tr><tr><td>基本協定の締結</td><td>2027年4月頃</td></tr><tr><td>特定事業契約の締結</td><td>2027年7月頃</td></tr><tr><td>施設の引渡し</td><td>2031年3月</td></tr><tr><td>開館日</td><td>2031年度中</td></tr><tr><td>事業期間</td><td>事業契約締結日 ～ 2051年3月</td></tr><tr><td>設計・建設期間（※）</td><td>事業契約締結日 ～ 2031年3月</td></tr><tr><td>開館準備期間（※）</td><td>施設引渡日 ～ 開館日の前日</td></tr><tr><td>維持管理・運営期間</td><td>開館日 ～ 2051年3月</td></tr></table>	内容	年月日（予定）	基本協定の締結	2027年4月頃	特定事業契約の締結	2027年7月頃	施設の引渡し	2031年3月	開館日	2031年度中	事業期間	事業契約締結日 ～ 2051年3月	設計・建設期間（※）	事業契約締結日 ～ 2031年3月	開館準備期間（※）	施設引渡日 ～ 開館日の前日	維持管理・運営期間	開館日 ～ 2051年3月
内容	年月日（予定）																																								
基本協定の締結	2027年4月頃																																								
特定事業契約の締結	2027年7月頃																																								
施設の引渡し	2031年3月																																								
開館日	2031年度中																																								
事業期間	事業契約締結日 ～ 2051年3月																																								
設計・建設期間（※）	事業契約締結日 ～ 2031年3月 （3年9か月）																																								
開館準備期間（※）	施設引渡日 ～ 開館日の前日																																								
維持管理期間	施設引渡日 ～ 2051年3月 （20年）																																								
運営期間	開館日 ～ 2051年3月																																								
内容	年月日（予定）																																								
基本協定の締結	2027年4月頃																																								
特定事業契約の締結	2027年7月頃																																								
施設の引渡し	2031年3月																																								
開館日	2031年度中																																								
事業期間	事業契約締結日 ～ 2051年3月																																								
設計・建設期間（※）	事業契約締結日 ～ 2031年3月																																								
開館準備期間（※）	施設引渡日 ～ 開館日の前日																																								
維持管理・運営期間	開館日 ～ 2051年3月																																								

頁	項目	変更前	変更後
8	1 (1) ク (ア) a (c) 統括管理費及び 維持管理・運営 費に係るサービ ス購入料	(c) 維持管理・運営費に係るサービス購入料 県は、本事業における維持管理・運営相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約書に定める手続に従い支払う。 ただし、付帯業務の実施に係る費用については、原則として事業者の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。	(c) <u>統括管理費及び維持管理・運営費に係るサービス購入料</u> 県は、本事業における <u>統括管理費及び維持管理・運営費等</u> 相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約書に定める手続に従い支払う。 ただし、付帯業務の実施に係る費用については、原則として事業者の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。
13	2 (4) イ 応募者等の参加 要件	応募者等は、いずれも、以下の (ア) から (ク) までの全ての要件を満たしていることを要する。	応募者等は、いずれも、 <u>参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の (ア) から (ク) までの全ての要件を満たしていることを要する。</u>
14	2 (4) イ 応募者等の参加 要件	(キ) 下記「2 (5) ア」の委員会の委員が属する組織・企業又はその組織・企業と <u>資本関係</u> 若しくは <u>人的関係</u> において密接な関連がある者 (※) でないこと。	(キ) 下記「2 (5) ア」の委員会の委員が属する組織・企業又はその組織・企業と <u>資本面</u> 若しくは <u>人事面</u> において密接な関連がある者 (※) でないこと。
15	2 (4) ウ (イ) 設計・工事監理 業務に当たる企 業の要件	c 元請けとして、2006 (平成 18) 年度以降、延べ面積 2,000 m ² 以上の (a) 及び (b) の全ての要件を満たす施設の設計業務の契約及び履行実績を有していることとする。 なお、増築設計の実績については、延べ面積 2,000 m ² 以上の (a) 及び (b) の全ての要件を満たす施設の、収蔵庫を含む増築設計であること。 また、改修設計の実績については、延べ面積 2,000 m ² 以上の (a) 及び (b) の全ての要件を満たす施設の、収蔵庫を含む改修設計であること。なお、改修設計は、躯体を残して内装・設備等を全面的に更新する改修 (スケルトン改修) 設計であること。	c 元請けとして、2006 (平成 18) 年度以降、延べ面積 2,000 m ² 以上の (a) 及び (b) の全ての要件を満たす施設の設計業務の契約及び履行実績を有していることとする。 なお、増築設計の実績については、延べ面積 2,000 m ² 以上の (a) 及び (b) の全ての要件を満たす施設の、収蔵庫を含む増築設計であること。 また、改修設計の実績については、延べ面積 2,000 m ² 以上の (a) 及び (b) の全ての要件を満たす施設の、収蔵庫を含む改修設計であること。なお、改修設計は、躯体を残して内装・設備等を全面的に更新する改修 (スケルトン改修) 設計であること。

頁	項目	変更前	変更後
			<u>複数の者が業務を行う場合は、少なくとも1者が当該要件を満たしていることとする。</u>
16	2(4)ウ(ウ) 建設業務に当たる企業の要件	d 元請けとして、2006(平成18)年度以降、延べ面積2,000㎡以上の上記「2(4)ウ(イ)c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の建設業務の契約及び履行実績を有していることとする。 なお、増築工事の実績については、延べ面積2,000㎡以上の上記「2(4)ウ(イ)c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の、収蔵庫を含む増築工事であること。 また、改修工事の実績については、延べ面積2,000㎡以上の上記「2(4)ウ(イ)c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の、収蔵庫を含む改修工事であること。なお、改修工事は、躯体を残して内装・設備等を全面的に更新する改修(スケルトン改修)工事であること。	d 元請けとして、2006(平成18)年度以降、延べ面積2,000㎡以上の上記「2(4)ウ(イ)c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の建設業務の契約及び履行実績を有していることとする。 なお、増築工事の実績については、延べ面積2,000㎡以上の上記「2(4)ウ(イ)c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の、収蔵庫を含む増築工事であること。 また、改修工事の実績については、延べ面積2,000㎡以上の上記「2(4)ウ(イ)c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の、収蔵庫を含む改修工事であること。なお、改修工事は、躯体を残して内装・設備等を全面的に更新する改修(スケルトン改修)工事であること。 <u>複数の者が業務を実施する場合は、少なくとも1者が当該要件を満たしていることとする。</u>
17	2(4)ウ(エ) 維持管理業務に当たる企業の要件	b 元請けとして、2006(平成18)年度以降、延べ面積2,000㎡以上の上記「2(4)ウ(イ)c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の維持管理(上記「1(1)オ(ウ)a(d)」の維持管理業務に掲げる業務のいずれかに限る。)業務について、指定管理、業務委託等の形態による単独企業若しくはコンソーシアムの構成員、又は当該単独企業若しくはコンソーシアムから委託を受ける企業としての契約実績を有していることとする。	b 元請けとして、2006(平成18)年度以降、延べ面積2,000㎡以上の上記「2(4)ウ(イ)c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の維持管理(上記「1(1)オ(ウ)a(d)<u>i</u>」の維持管理業務に掲げる業務のいずれかに限る。)業務について、指定管理、業務委託等の形態による単独企業若しくはコンソーシアムの構成員、又は当該単独企業若しくはコンソーシアムから委託を受ける企業としての契約実績を有していることとする。

頁	項目	変更前	変更後
17	2（4）ウ（オ） 運營業務に当たる企業の要件	b 2006（平成18）年度以降、上記「2（4）ウ（イ）c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の運営（上記「1（1）オ（ウ）a（d）ii」の運營業務に掲げる業務のいずれかに限る。）業務について、自ら実施し、又は指定管理、業務委託等の形態による単独企業若しくはコンソーシアムの構成員、又は当該単独企業若しくはコンソーシアムから委託を受ける企業としての契約実績を有していることとする。	b 2006（平成18）年度以降、上記「2（4）ウ（イ）c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の運営（上記「1（1）オ（ウ）a（d）ii」の運營業務のうち、 <u>（i）教育普及業務</u> に掲げる業務のいずれかに限る。）業務について、自ら実施し、又は指定管理、業務委託等の形態による単独企業若しくはコンソーシアムの構成員、又は当該単独企業若しくはコンソーシアムから委託を受ける企業としての契約実績を有していることとする。
19	2（5）オ 事業者の選定	県と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続を行い、 <u>基本協定</u> の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により <u>基本協定</u> の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行い、契約を締結することがある。	県と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続を行い、 <u>特定事業契約</u> の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により <u>特定事業契約</u> の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行い、契約を締結することがある。